

〇〇ジュニアリーダークラブ 個人情報取扱規約

(目的)

第1条 この個人情報取扱規約は、本会が保有する個人情報の管理の適正を期するとともに、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、子どもの健全育成活動において個人情報の保護に努めるものとする。

2 個人情報を収集し、保管し、又は利用する役員等は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(適正収集の原則)

第3条 個人情報を収集するときは、その所掌する事務の目的達成に必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない。

(収集の制限)

第4条 個人情報を収集するときは、収集の目的及び根拠を明らかにして、本人から直接これを収集しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- 一 本人の同意があるとき。
- 二 人の生命又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。
- 三 当該個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。

(管理)

第5条 保有する個人情報等の紛失、破損、改ざん又は漏えいを防止し、適正に管理する。

2 管理の必要がなくなった保有個人情報は、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費請求、その他文書の送付
- (2) 子ども会会員名簿の作成
- (3) 安全共済会の登録及び申請
- (4) 緊急時、災害時等での連絡
- (5) その他子ども会活動等の運営に携わる際、表彰を受ける際の連絡

(目的外利用)

第7条 保有する個人情報を収集時とは異なる目的で利用する際は、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、本人の同意を得ないで、保有する個人情報の目的外利用をすることができる。

- 一 法令等に定めがあるとき。
- 二 人の生命又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。
- 三 当該保有個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。
- 四 公衆衛生の向上又は子どもの健全育成の促進に必要がある場合。

(保有個人情報の外部提供の制限)

第8条 保有する個人情報は本人の同意を得ないで外部に提供しない。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、本人の同意を得ないで、外部に提供することができる。

- 一 法令等に定めがあるとき。
- 二 人の生命又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。
- 三 当該保有個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。

(開示、訂正)

第9条 個人情報の開示又は訂正を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して書面にて理事に申し立てるものとする。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、総会の決議を経て行う。

付 則

この規約は、令和 年 月 日から実施する。